二(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百三十二号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道苫前郡初山別村字初山別二二番二から同村字初山別二三番五まで	前	二七・〇〇～三四・〇〇メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	三二・〇〇～七七・三九メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

○北海道開発局告示第百五十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　北海道開発局長　岡部　和憲

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十八号	北海道空知郡南富良野町字落合一一七五番一から同町字落合一一七六番一まで	北海道開発局及び同局旭川開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○沖縄総合事務局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉佐場原一一一五番地内	前	一一六・七〇～七七・九〇メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	一一六・七〇～七七・九〇メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　沖縄総合事務局長　河合　正保

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉佐場原一一一五番地内	前	一一六・七〇～七七・九〇メートル	〇・〇八二キロメートル
	後	一一六・七〇～七七・九〇メートル	〇・〇八二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉佐場原一一一五番地内	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

○沖縄総合事務局告示第六十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十二月二十六日　沖縄総合事務局長　河合　正保

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡国頭村字宇嘉崎原六一九番から同村字宇嘉崎原六二〇番一まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十二月二十六日

官庁報告

法務

判決

原審原告山口邦明ほか６人，原審被告東京都選挙管理委員会ほか１人間の双方上告による選挙無効請求事件について，平成26年11月26日大法廷において次のような判決があった。（最高裁判所）

平成２６年（行ツ）第１５５号，第１５６号

判　決

当事者の表示　別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の東京高等裁判所平成25年（行ケ）第83号選挙無効請求事件について，同裁判所が平成25年12月25日に言い渡した判決に対し，原審原告ら及び原審被告らから上告があった。よって，当裁判所は，次のとおり判決する。

主　文

1　原審被告らの上告に基づき，原判決を次のとおり変更する。

原審原告らの請求をいずれも棄却する。

2　原審原告らの上告を棄却する。

3　訴訟の総費用は原審原告らの負担とする。

理　由

原審原告兼平成26年（行ツ）第155号上告代理人森徹ほか及び原審原告野々山哲郎の各上告理由並びに同年（行ツ）第156号上告代理人都築政則ほかの上告理由について

1　本件は，平成25年７月21日施行の参議院議員通常選挙（以下「本件選挙」という。）について，東京都選挙区及び神奈川県選挙区の選挙人である原審原告らが，公職選挙法14条，別表第３の参議院（選挙区選出）議員の議員定数配分規定（以下，数次の改正の前後を通じ，平成６年法律第２号による改正前の別表第２を含め，「定数配分規定」という。）は憲法に違反し無効であるから，これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であると主張して提起した選挙無効訴訟である。

2　原審の適法に確定した事実関係等の概要は，次のとおりである。

(1)　参議院議員選挙法（昭和22年法律第11号）は，参議院議員の選挙について，参議院議員250人を全国選出議員100人と地方選出議員150人とに区分し，全国選出議員については，全都道府県の区域を通じて選出されるものとする一方，地方選出議員については，その選挙区及び各選挙区における議員定数を別表で定め，都道府県を単位とする選挙区において選出されるものとし，各選挙区